

2011年11月15日
労働政策フォーラム（浜離宮朝日ホール）

中小製造業の人材育成支援策 の現状と今後について

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課長 志村 幸久

職業能力開発施策の概要(平成23年度)

○「職業能力開発基本計画」(実施目標、基本事項等を定めた5ヵ年計画)に基づき実施 ※平成23年度から第9次計画

労働者のキャリア形成支援

自発的能力開発の支援: 教育訓練給付制度、キャリア形成促進助成金(事業主を通じた支援)

相談援助: キャリア・コンサルティングの普及・促進等

職業訓練の実施

○公共職業訓練(離職者、在職者、学卒者)

<実施主体: 国(高齢・障害・求職者雇用支援機構)、都道府県>
訓練施設内での訓練及び民間委託による訓練の実施
障害者に対する職業訓練の実施

○求職者支援制度による職業訓練(離職者)

<実施主体: 民間教育訓練機関>
雇用保険を受給できない方等に対する職業訓練及び
訓練期間中の生活給付の実施

ニート等の若者の職業的自立支援
地域若者サポートステーション事業

事業主等の行う教育訓練の推進

キャリア形成促進助成金

認定職業訓練制度

事業内職業能力開発計画の作成
／職業能力開発推進者の設置

○ジョブ・カード制度

フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、きめ細かなキャリア・コンサルティングと企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供

職業能力の開発・向上

職業能力評価
・技能振興

職業能力評価制度

技能検定、認定社内検定

職業能力評価基準の策定

技能の振興

各種技能競技大会(技能五輪等)の推進、卓越技能者(現代の名工)の表彰等

国際協力

技能実習制度

政府間の技術協力、国際機関等を通じた技術協力

第9次職業能力開発基本計画の全体像

－成長が見込まれる分野の人材育成と雇用のセーフティネットの強化－

現状認識

- 少子高齢化や産業構造の変化、グローバル化等の社会経済環境の変化を背景に、労働力の需給両面にわたる構造的な変化が著しく進行。
- 職業能力形成機会に恵まれない非正規労働者の数や就業者に占める割合が増加。
- このような状況の下で、持続可能な活力ある経済社会を構築するには、若年者、女性、高齢者、障害者、非正規労働者を含めた一人一人が職業訓練等を通じて能力を高め、生産性を向上させることが不可欠。

今後の方向性

- 成長が見込まれる分野の人材育成や、我が国の基幹産業であり国際競争力を有するものづくり分野の人材育成が喫緊の課題。
- 雇用のセーフティネットの一環として、雇用保険を受給できない者も安心して職業訓練を受けることができる仕組みを創設。
- 能力本位の労働市場の形成に資するため、教育訓練と結びついた職業能力評価システムの整備。
- 個人の主体的な能力開発や企業による労働者の能力開発を支援。
- 国、地方公共団体、民間教育訓練機関、企業等の多様な主体が役割分担をしながら、企業や地域のニーズを踏まえつつ、我が国全体として必要となる職業訓練等を実施。

職業能力開発基本計画とは、職業能力開発促進法に基づき、職業訓練及び職業能力検定その他職業能力開発に係る基本的な方針について、厚生労働大臣が策定する計画。
昭和46年に第1次計画が策定されて以降、5年毎に策定・公表されている。

今後の職業能力開発の基本的施策の展開

1. 成長が見込まれる分野・ものづくり分野における職業訓練の推進

(1) 成長が見込まれる分野の人材育成

- ① 介護・福祉、医療、子育て、情報通信、環境等の分野において必要とされる人材育成の推進
- ② 人材ニーズの把握、訓練カリキュラムや指導技法の研究開発
- ③ 民間教育訓練機関の更なる活用
- ④ 大学等教育機関との連携強化

(2) ものづくり分野の人材育成

- ① 国は、先導的な職業訓練を含め高度な職業訓練を、都道府県は地域産業の人材ニーズに密着した基礎的な技術・技能を習得させる訓練を実施
- ② 環境、エネルギー分野等の新しい分野の訓練の拡充

4. 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

(1) 個人の主体的な能力開発の支援

就職・転職時等必要ときにキャリア・コンサルティングを受けられる環境の整備

(2) 企業による労働者の能力開発の支援

キャリア形成促進助成金等の効果的な活用

(3) キャリア教育の推進

教育施策と密接に連携した職業能力開発施策の展開

2. 非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化

(1) 雇用のセーフティネットとしての職業訓練の役割と機能強化

① 中央と地方の協議会を活用して、職業訓練を実施する分野や規模等に関する年度計画の策定

② 離職者に対する公共職業訓練の実施

(2) 第2のセーフティネットの創設

雇用保険を受給できない求職者に対する第2のセーフティネットとして無料の職業訓練及び訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行う「求職者支援制度」を恒久制度として創設

(3) ジョブ・カード制度の普及促進

① ジョブ・カードを職業能力開発施策の基本ツールとして活用

② 国が中心となった関係機関による緊密な連携・協力体制の枠組みの下での普及・促進

③ 求職者支援制度においても活用

3. 教育訓練と連携した職業能力評価システムの整備

- ① 職業能力評価と教育訓練を体系的に結びつけた「実践キャリア・アップ戦略（キャリア段階制度）」の構築
- ② 職業能力評価基準の普及・促進
- ③ 技能検定制度が社会的ニーズにあったものとなるよう見直し

5. 技能の振興

① 各種技能競技大会の実施等による技能の重要性の啓発

② 技能者との交流等による若年者への技能の魅力の紹介

6. 特別な支援を必要とする者に対する職業能力開発の推進

長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若年者、母子家庭の母、障害者等に対する能力開発

7. 職業能力開発分野の国際連携・協力の推進

- ① 開発途上国への訓練指導員の派遣等による職業訓練の実施の支援
- ② 開発途上国における日本型技能評価システム構築の支援
- ③ 新たな技能実習制度の適切な実施

8. 我が国全体の職業能力開発のプロデュース機能（総合調整機能）の強化

(1) 職業能力開発のビジョン・訓練計画の策定

① 我が国全体の職業能力開発の方向性を定める中長期的なビジョンの提示、② 国及び地域単位の協議機関を通じた訓練計画の策定

(2) 職業訓練のインフラの構築

① 訓練カリキュラム、指導技法、就職支援技法の開発、普及、② 訓練に係る情報の提供、品質の確保、③ 訓練指導員等の育成・確保

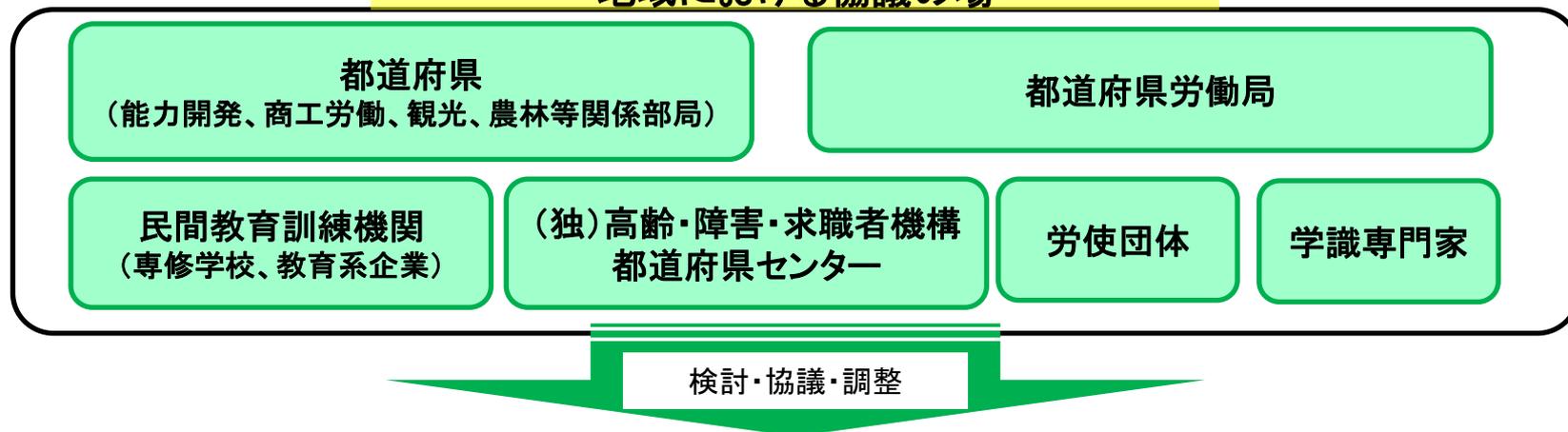
④ 職業能力の評価システムの整備、⑤ 職業訓練の実施体制の整備

人材ニーズに対応した職業訓練の充実強化について

○ 大学・短大等の学校教育機関を含む多様な訓練機関を活用し、今後成長が見込まれる介護・福祉、医療、情報通信等の分野を中心に離職者訓練を実施する。

○ 国とともに各地域ごとに、関係機関による協議の場(都道府県、労働局、高齢・障害・求職者雇用支援機構、教育訓練機関、労使団体、学識専門家等により構成。)を設定し、そこでの協議を経て、公共職業訓練及び求職者支援制度における職業訓練について、都道府県と共同して、人材ニーズを踏まえた訓練計画(分野、規模等)を毎年取りまとめる仕組みを創設。

地域における協議の場



(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び都道府県が実施する公共職業訓練(施設内訓練)、民間に委託して実施する委託訓練、求職者支援制度における職業訓練を含めた地域内における全ての職業訓練について、

① 地域における人材ニーズの把握

② 訓練分野ごとの実施数、地域重点分野等の目標の設定

③ 訓練実施結果を踏まえた訓練科目やカリキュラムの見直し結果の報告

等、地域内において地域の人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が必要かつ十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を実施。

公共職業訓練の概要

国及び都道府県は、**離職者、在職者、及び学卒者**に対する**公共職業訓練**を実施しています。

* 国及び都道府県の責務：「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」、「事業主、事業主団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施」に努めなければならない。（職業能力開発促進法第4条2項）

離職者訓練

- (1) 対象：ハローワークの求職者（無料）
（テキスト代等は実費負担）
 - (2) 訓練期間：概ね3月～1年
 - (3) 主な訓練コース例
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例
- 施設内訓練
金属加工科
電気設備科 等
 - 委託訓練
OA事務科、経理事務科 等



在職者訓練

- (1) 対象：在職労働者（有料）
 - (2) 訓練期間：概ね2日～5日
 - (3) 主な訓練コース例
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例
- ・NC旋盤実践技術
 - ・自家用電気工作物の実践施工技術
 - ・バリアフリー住宅の設計実践技術 等



学卒者訓練

- (1) 対象：高等学校卒業者等（有料）
 - (2) 訓練期間：1年又は2年
 - (3) 主な訓練コース例
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構実施例
- 【専門課程】
生産技術科、電子情報技術科、制御技術科 等
 - 【応用課程】
生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等

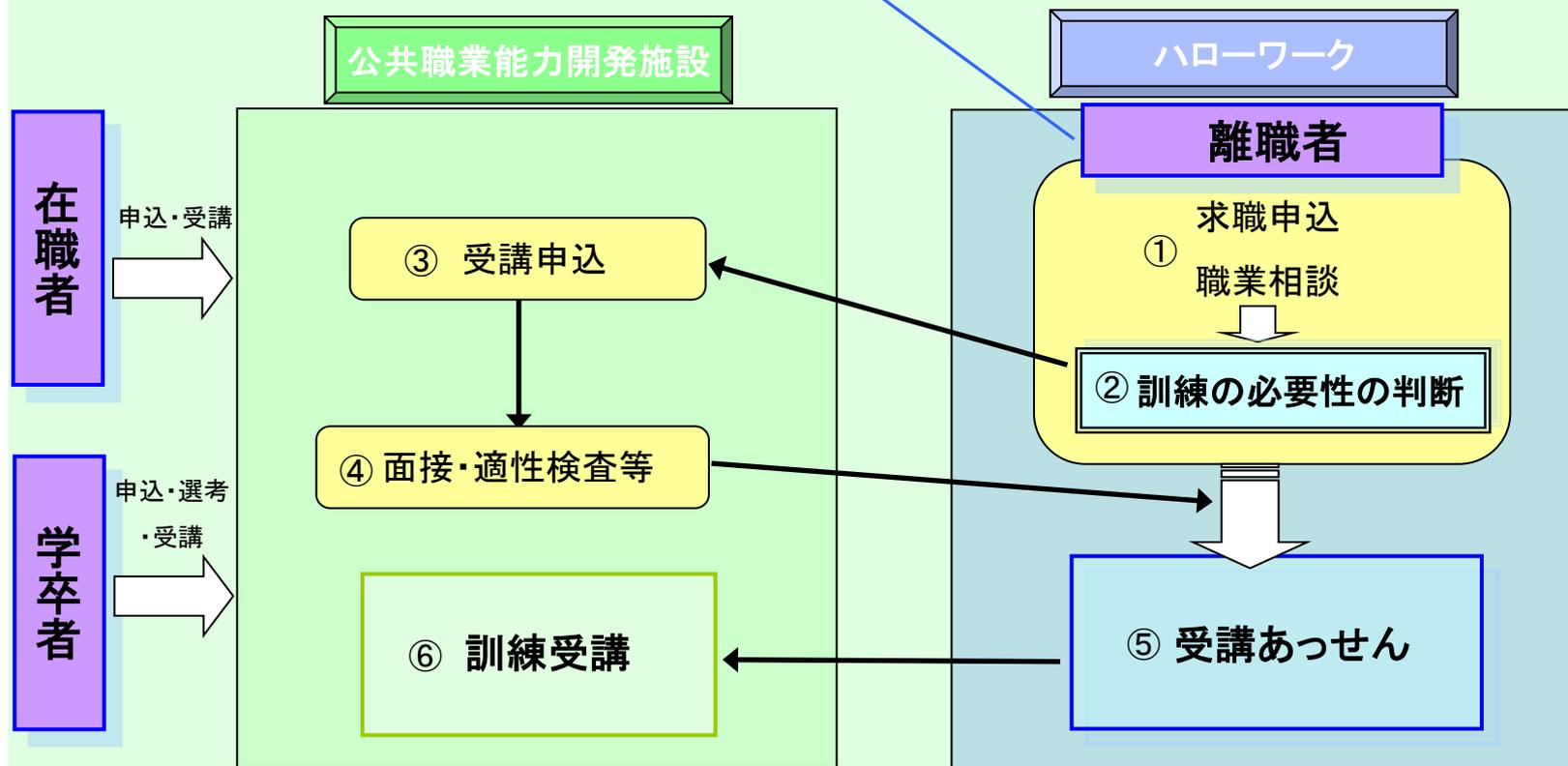


公共職業訓練受講の流れ

離職者訓練は、ハローワークの求職者を対象に、職業相談等を通じて受講が必要である場合に、再就職の実現に当たって必要な訓練を実施しています。

(※在職者訓練と学卒者訓練は、公共職業能力開発施設で直接、受講申込みを受け付けております。)

離職者訓練を受講することが、①適職に就くために必要であると認められ、かつ、②職業訓練を受けるために必要な能力等を有すると公共職業安定所長が判断した方に対して、受講をあっせんしています。



公共職業能力開発施設の種類

公共職業能力開発施設は、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校に分けられる。

このほか、職業訓練を担当する指導員の養成、再訓練等を行う機関として、職業能力開発総合大学校を(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している。

施設	主な職業訓練の種類	設置主体	施設数 (平成23年4月現在)
職業能力開発校	・中卒・高卒者等、離職者及び在職者に対する職業訓練を実施	都道府県	159
		市町村	1
職業能力開発短期大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程)	機構※1	1
		都道府県	13
職業能力開発大学校	・高卒者等に対する高度な職業訓練を実施(専門課程) ・専門課程修了者等に対する高度で専門的かつ応用的な職業訓練を実施(応用課程)	機構	10
職業能力開発促進センター	・離職者及び在職者に対する短期間の職業訓練を実施	機構	61
障害者職業能力開発校	・障害者の能力、適性等に応じた職業訓練を実施	国※2	13
		都道府県	6

(参考)

職業能力開発総合大学校	・職業訓練を担当する指導員の養成、職業能力の開発及び高度な職業訓練を総合的に実施	機構	1
-------------	--	----	---

※1 「機構」と記載してあるのは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のことを言う。

※2 国が設置した障害者職業能力開発校は、その運営を、機構(2)及び都道府県(11)に委託している。

離職者訓練（施設内訓練）の概要

- 国は、全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保しています。
- 都道府県は、地域住民サービスの観点から、地域の実情に応じた職業訓練を実施しています。

高齢・障害・求職者雇用支援機構

- 対象 離職者（ハローワークの求職者）

- 訓練期間 標準6か月

就業範囲の拡大と多様化する職務に対応し、より再就職に資する訓練とするため、3か月ごとに仕上がり像（訓練目標）を設定（6か月で2つの関連する職務に係る仕上がり像を設定）。

主にものづくり分野を中心とした訓練を実施

主な訓練コース例

- ・ テクニカルオペレーション科
- ・ 金属加工科
- ・ 電気設備科
- ・ 制御技術科
- ・ ビル管理科
- ・ 住宅リフォーム技術科



（例）NC工作機械の技能訓練

都道府県

- 訓練期間 標準6か月～1年

地域の実情に応じた訓練を実施

主な訓練コース例

- ・ 溶接科
- ・ 左官科
- ・ 建築科
- ・ 自動車整備科
- ・ 造園科

公共職業訓練活用事例（1）

【訓練内容】 A職業能力開発促進センター 監視制御システム設計製作科 平成23年3月修了生

【受講者】 男性：26歳 直近の雇用形態：非正規労働者（派遣社員）

【訓練修了後の希望職種】：計測・制御・ネットワーク技術者

① 受講動機

・これまで派遣社員としてソフトウェアの評価・検証業務、工業製品の動作確認業務の仕事をしてきたが、単純労働であり、これから正社員として採用されるには専門知識が必要であると考え、制御システムに関する技能・技術、関連知識を習得し、正社員になることを希望。

② 職業訓練受講中における主な訓練・支援内容

・計測・制御・ネットワーク技術者として必要となるネットワーク技術、Webシステム開発、制御システム設計・開発技術等に関する知識と技術を実習を通じて習得。その上、これら基盤技術を基に生産プロセスに沿って製品開発・納品することを想定した応用課題の設計・製作・評価を行うことができるよう、多様なシステム開発事例を解説するなど担当指導員が丁寧に指導した。

・制御系プログラミング技術の習得ができていなかったことから、担当指導員の指導の下、本人が納得するまで訓練時間外も含めて指導を繰り返した結果、企業にアピールできるレベルにまで達することができた。

・ジョブ・カードを活用して個別面談を実施し、訓練受講までの経緯、希望職種等を確認し、現状認識の乖離の確認及び仕事理解を支援した。その結果、習得した技能によりその成果を活用する職業生活がイメージでき、採用面接でも企業に対して積極的にPRでき、就職することができた。

【希望職種への就職実現に向けて取り組んだ訓練内容(主なカリキュラムの抜粋)】

- ・工場内システム構築技術[工場内ネットワーク構築等に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間:108時間
- ・シーケンス制御技術[回路設計、プログラミング実装に関する技能、関連知識を習得]訓練時間:108時間
- ・監視カメラなどの機器を制御するプログラミングに関する技能、関連知識を習得
[制御に必要な技術に関する技能、関連知識を習得]訓練時間:108時間
- ・システム設計・開発[システムエンジニアに必要な開発プロセスを習得] 訓練時間:108時間



立体駐車場モデル製作実習



訓練風景(搬送制御装置の開発指導)

③ 結果

・B株式会社の「システムエンジニア」として正社員採用（月収22.8万円）

公共職業訓練活用事例（2）

【訓練内容】 B職業能力開発促進センター 溶接施工技術科（短期課程活用型デュアルシステム）

平成23年3月修了生

【受講者】 男性：33歳 直近の雇用形態：非正規労働者（アルバイト）

【訓練修了後の希望職種】：溶接加工技術者

① 受講動機

・大学中退後、一度も仕事に就いたこともなく、毎日を過ごしていたが、身内からハローワークに行き相談するよう助言され、そこで、職業訓練という制度を知った。人と会話することが苦手なため、営業関係ではなく、製造業、特に鉄工関係で働けるよう各種溶接の技術や資格を取得し、正社員になることを希望。

② 職業訓練受講中における主な訓練・支援内容

・溶接技術者として、特に炭酸ガスアーク溶接、被覆アーク溶接作業を重点的に訓練した。習得が困難な点も担当指導員に積極的に質問するなど、熱心に訓練を受講していた。担当指導員もブースに入って直接指導したことにより、溶接技能検定にも合格できた。

・訓練開始当初は他の訓練生とのコミュニケーションが苦手だったが、担当指導員が積極的に話しかけたり、相談の場を多く作るなど会話する機会を意識的に作ることで、指導員との信頼関係が構築できるとともに、他の訓練生とも良好な関係となった。

・企業実習では、製品を溶接することにより施設内で学んだ基礎知識・技能、コストを意識した作業手順が重要であることが再認識できた。また、慣れない職場環境での訓練であったが、担任が巡回指導に訪れたことにより安心して最後まで実習ができた。

・溶接技能検定に合格し自信がついたこと、コミュニケーションも行えるようになったことから積極的に就職活動の相談にも来るようになった。その結果、企業実習先での訓練が認められ、当該企業に正社員として訓練修了後に就職することができた。

【希望職種への就職実現に向けて取り組んだ訓練内容（主なカリキュラムの抜粋）】

- ・金属加工基本[仕上げ作業、測定、ガス溶接等に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間：108時間
- ・炭酸ガスアーク溶接作業[炭酸ガスアーク溶接に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間：108時間
- ・被覆アーク溶接作業[被覆アーク溶接作業に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間：108時間
- ・アルミ溶接作業[アルミニウム合金の溶接に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間：108時間

③ 結果

・企業実習先であるJ株式会社の「製缶加工技術者」として正社員採用（月収15万円）



被覆アーク溶接実習



訓練風景（被覆アーク溶接作業指導）

公共職業訓練活用事例（3）

【訓練内容】○職業能力開発促進センター テクニカルオペレーション科（短期課程活用型デュアルシステム 6ヶ月）平成23年8月修了生
【受講者】 男性：37歳 直近の雇用形態：非正規労働者（派遣）
【訓練修了後の希望職種】：機械加工技術者

① 受講動機

・これまで派遣社員として建築、物流関係の仕事をしてきたが、ハローワークに相談したところ職業訓練を勧められ、以前から興味を持っていた機械加工技術を習得し、正社員になることを希望。



② 職業訓練受講中における主な訓練・支援内容

- ・機械加工技術者として必要となる機械製図、CAD操作、旋盤・フライス盤、マシニングセンタ加工、NC旋盤加工について知識と技能・技術を習得できるよう、担当指導員が本人の習得度に応じた複数の演習課題を設定するなどきめ細かな指導をした。
- ・マシニングセンタ加工において、NCデータ作成技術の習得ができていなかったことから、訓練時間終了後、補講により加工課題を使って改めてプログラミング基本から編集、加工作業までを一貫して指導した。
- ・企業実習先の選定にあたっては、訓練生の希望に合う職種を受け入れている企業を探した。担当指導員が訓練生と一緒に企業を事前訪問し、教育訓練担当者に対しても訓練生の受講態度、習得した技能等を積極的にアピールした。
- ・キャリア・コンサルティングによる個別相談により、これまでの職歴を棚卸し、将来の進むべき方向性が見えたことにより、身につけた機械加工に関する技能を企業にアピールできたことから、就職に結びつけることができた。

【希望職種への就職実現に向けて取り組んだ訓練内容(主なカリキュラムの抜粋)】

- ・機械製図・CAD基本[機械製図、2次元CAD基本に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間:108時間
- ・旋盤、NC旋盤作業[測定作業、旋盤加工に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間:108時間
- ・フライス盤、マシニングセンタ作業[仕上げ、ボール盤、フライス盤、マシニングセンタ加工に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間:108時間



③ 結果

- ・企業実習先であるF株式会社の「機械加工技術者」として正社員採用（月収25万円）



旋盤加工実習



訓練風景(マシニングセンタ加工指導)

公共職業訓練活用事例（4）

【訓練内容】C職業能力開発促進センター 電気設備科（6ヶ月） 平成23年8月修了生
【受講者】 男性：28歳 直近の雇用形態：非正規労働者（アルバイト）
【訓練修了後の希望職種】：電気工事技術者

① 受講動機

・これまでアルバイトして働いていたが、ハローワークで求職活動をしていたところ、職業訓練という制度を知り、正社員になるため電気設備工事技術に関する知識、技能・技術を習得することを希望。



② 職業訓練受講中における主な訓練・支援内容

・電気工事技術者として必要となる、特に電気設備工事、シーケンス制御技術に関する知識と技能・技術を習得できるよう、担当指導員が本人の習得度に応じて複数の訓練課題を設定するなどきめ細かな指導をした。

・希望する企業の採用条件が“実務経験3年以上”となっていたことから、本人が“現場で自分の技術が通用するのか”など不安があった。このため、担当指導員が希望職種の現場を理解できるよう、就職希望先の現場見学、社長から求められる人材像などの話を聞く機会を提供した。また、面接における自己アピールのため、訓練時間終了後、電気工事士資格試験に向けた補習を実施し、第2種電気工事士試験及び第1種電気工事士一次試験に合格した。

・企業の採用面接では、訓練課題の成果物を持参させ、段取り、工程、精度、報告書など習得した技能、知識を自分の強みとして自己アピールできるようアドバイスしたところ、企業の採用担当者から認められ就職することができた。

【希望職種への就職実現に向けて取り組んだ訓練内容(主なカリキュラムの抜粋)】

- ・一般電気設備工事[一般用電気工作物の設計、工事、試験、検査に関する技能、関連知識を習得] 訓練時間:216時間
- ・シーケンス制御技術[シーケンス制御、電気設備施工、点検に関する技能、関連知識を習得]訓練時間:108時間



③ 結果

・G株式会社の「電気工事技術者」として正社員採用（月収18万円）



シーケンス制御実習



訓練風景(電気設備工事实習)

離職者訓練（委託訓練）の概要

1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業能力開発施設内で行うものづくり系を中心とした訓練のほか、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、**専修学校などの民間教育訓練機関等を活用した委託訓練**を実施しています。

2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	都道府県（職業能力開発主管課）
訓練対象者	離職者（ハローワーク求職申込者）〔受講料：無料〕
訓練コース	例：OA事務科、経理事務科、情報処理科 介護サービス科、販売実務科 等
訓練期間等	標準3カ月（1カ月当たり原則100時間以上）



在職者訓練の概要

- 国は都道府県や民間教育訓練機関では実施することが困難な高度なものづくり分野における技能及び知識を習得させるための職業訓練を実施しています。
- 都道府県は、**地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練**を実施しています。

高齢・障害・求職者雇用支援機構

都道府県

○ 訓練期間 概ね2～5日

○ 訓練内容等

- ・ 主に企業において**中核的役割を果たしている者を対象**に、職務の多様化・高度化に対応した、サービス・品質の高付加価値化や業務の改善・効率化等に必要な**専門的知識及び技能・技術を習得させる高度なものづくり訓練**

(新たな技術に対応した訓練例)

「金属表面硬化法の新動向」

(生産工程の改善・改良に関する訓練例)

「油圧システムにおけるトラブルの原因究明と改善」

(技能継承の必要性に対応した訓練例)

「実践被覆アーク溶接(指導者育成編)」

(環境問題に対応した訓練例)

「太陽光発電システムの設計と施工」

○ 訓練内容等

- ・ 主に**初心者を対象**に、機械・機器操作等の基礎的な取扱いを習得させる訓練等地域の人材ニーズを踏まえた**基礎的な訓練**
- ・ 地場産業等で必要とされる人材を育成するための**地域の実情に応じた訓練**

(主な訓練コース例)

機械加工科、機械製図科

建築科、情報ビジネス科 等

(地域の実情に応じた訓練コース例)

観光ビジネス科、陶磁器製造科、

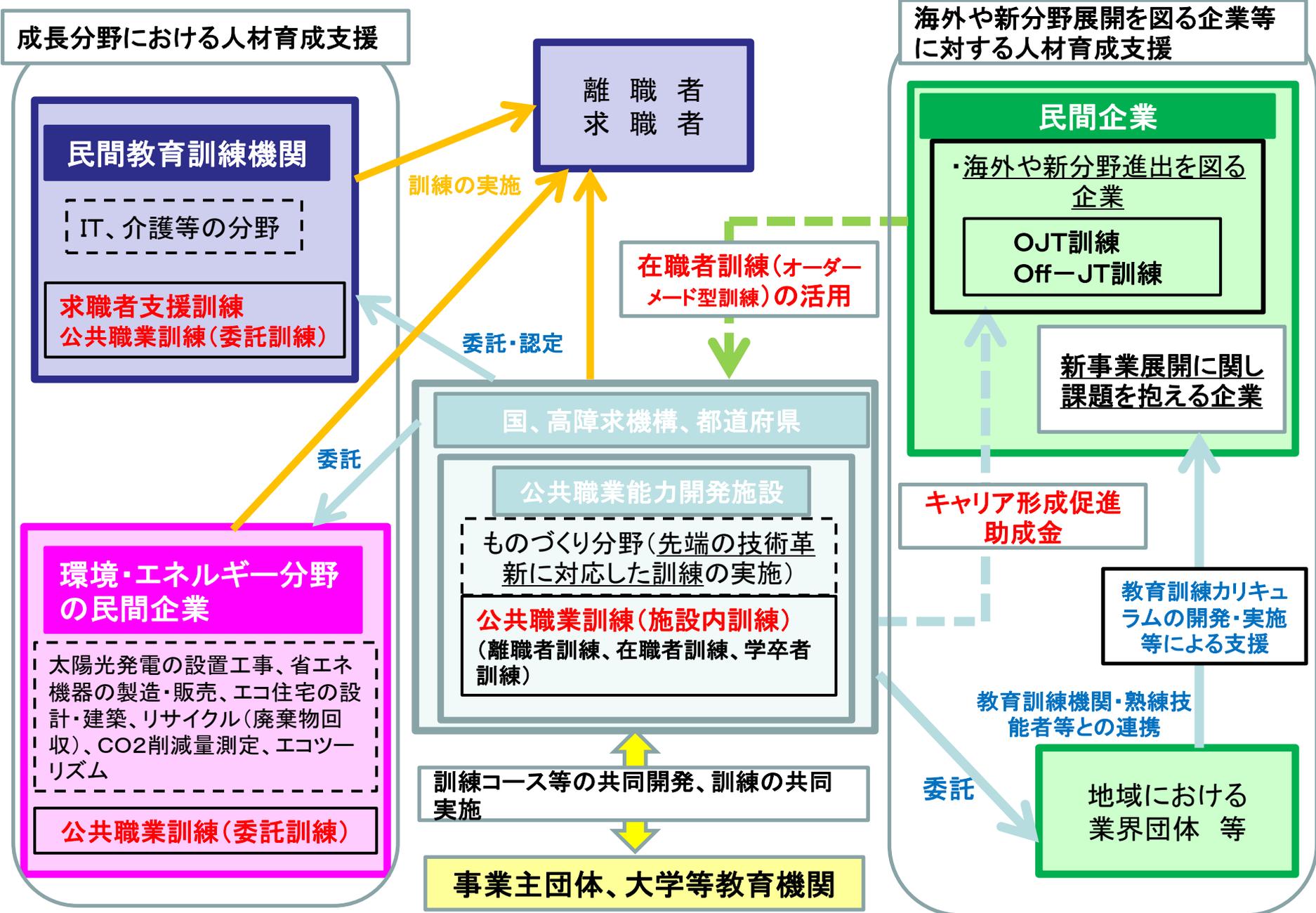
繊維エンジニア科、自動車整備科 等

学卒者訓練の概要

- 国は、**職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識**を習得させるための長期課程の訓練を実施(高卒者等2年間)しています。
- 都道府県は、**職業に必要な基礎的な技術・知識**を習得させるための長期課程の訓練を実施(高卒者等1年～2年間、中卒者等2年間)しています。

	普通課程 (中学・高等学校卒業者等を対象にした1～2年間の訓練)	専門課程 (高等学校卒業者等を対象にした2年間の訓練)	応用課程 (専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練)
実施施設	職業能力開発校	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 等	職業能力開発大学校 等
目的	地域の実情に応じ、 地域産業に必要な多様な技能・知識を労働者に養成	高度なものづくり人材を育成するため、 技術革新に対応できる高度な知識・技能を兼ね備えた実践技能者を養成	高度な技能・技術や企画・開発能力等を習得し、 生産技術・生産管理部門のリーダー となる人材を育成
訓練時間	中卒者等(2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上)、高卒者等(1,400時間以上)	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上
訓練科	OA事務科、機械加工科、自動車整備科、木造建築科 等	生産技術科、電子情報技術科、制御技術科 等	生産機械システム技術科、建築施工システム技術科 等
受講料	各都道府県で定める額。	390,000円(1年間:高齡・障害・求職者雇用支援機構実施分) * 別途、入学金169,200円が必要	390,000円(1年間:高齡・障害・求職者雇用支援機構実施分) * 別途、入学金112,800円が必要

平成24年度における職業訓練等の実施について(イメージ)



東日本大震災へのこれまでの対応(職業能力開発関係)

職業訓練の機動的な拡充・実施

- 訓練定員を確保・拡充する。
 - ・23年度の公共職業訓練の当初計画数：8,002人分
 - ・23年度分として、これまでに設定した基金訓練定員：11,742人分
- 被災者向けの特別訓練コース(建設機械の運転等)の開拓・設定を行う。
 - 【公共職業訓練(委託訓練)における、岩手、宮城、福島県の特別訓練コース設定状況：430人分(10月25日現在)】
 - 岩手県：4コース(総合オペレーション科(建設関係重機の操作))…宮古(5月17日、8月25日開講)、大船渡(7月22日開講)、釜石(7月29日開講)
 - 宮城県：7コース(建築系訓練コース)…気仙沼(8月25日開講)、石巻(9月2日開講)、仙台(9月13日開講)、大崎(10月5日開講)、白石(10月19日開講)
 - (クレーン・玉掛けコース)…気仙沼(11月9日開講予定)、石巻(11月16日開講予定)
 - 福島県：62コース(建築系訓練コース)…郡山・福島・白河(30コース10月以降開講)、若松・田島・坂下(16コース9月～11月開講)浜地区(16コース10月以降開講)
 - 【基金訓練における、岩手、宮城、福島県の特別訓練コース認定状況：263人分(10月25日現在)】
 - 岩手県：11コース(建設機械運転科)…陸前高田(7月15日、25日、8月5日、9日、15日、22日、25日、9月2日、16日、29日開講)
 - 宮城県：2コース(建設機械運転科)…多賀城(8月1日、9月15日開講)
 - 福島県：6コース(建設機械運転科)…郡山(9月3日、28日開講)、白河(9月9日、30日開講)、安達郡大玉村(9月9日、30日開講)
 - 【求職者支援訓練における、岩手、宮城、福島県の特別訓練コース認定状況：76人分(10月25日現在)】
 - 岩手県：4コース(建設機械運転科)…陸前高田(10月29日、11月18日、12月14日開講予定)、一関(11月21日開講予定)
 - 福島県：1コース(建設機械運転科)…白河(12月12日開講予定)

職業訓練の拡充等(平成23年度第1次補正)

- 被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)をはじめとした公共職業訓練を拡充する。
 - (施設内訓練：岩手、宮城、福島県で243人分を設定)
- 被災地域の訓練生等に対する学卒者訓練や在職者訓練の受講料等を免除する。

訓練施設の復旧(平成23年度第1次補正)

- 被災した公共職業能力開発施設、認定職業訓練校の復旧を推進する。

雇用保険を受給できない方への訓練期間中の生活支援

- 求職者支援制度
 - 求職者支援制度による職業訓練の受講及び訓練期間中の給付金の支給において、被災者に対しては以下のような対応を実施
 - ・土地・建物要件について、現住所以外に土地・建物を所有している場合でも、被災者の個別事情も踏まえて、弾力的に運用
- 訓練手当の支給
 - 被災により、離職を余儀なくされたり、内定を取り消された方が、公共職業訓練を受講する場合に、受講期間中の生活支援である訓練手当を支給する。

職業訓練等に関する相談への対応

- (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の青森、岩手、宮城、福島及び茨城センターに、職業訓練受講者や事業主等からの職業訓練等の相談援助を行う「震災特別相談窓口」を設置。(相談件数401件(4月4日～10月20日))